

## 子供の未来応援基金事業審査委員会の開催について

平成 28 年 5 月 23 日  
内閣府政策統括官（共生社会政策担当）決定  
平成 29 年 9 月 20 日一部変更  
平成 30 年 11 月 26 日一部変更  
令和元年 12 月 3 日一部変更  
令和 2 年 5 月 29 日一部変更  
令和 2 年 8 月 20 日一部変更  
令和 2 年 12 月 4 日一部変更  
令和 3 年 4 月 1 日一部変更

- 1 子供の未来応援基金の運営において、透明性及び公平性を確保するため、子供の未来応援国民運動の発起人その他の者により構成される基金事業審査委員会（以下「委員会」という。）を開催する。
- 2 委員会は、次に掲げる事項を審査する。
  - 一 未来応援ネットワーク事業における支援金の対象経費及び上限額その他主な内容
  - 二 未来応援ネットワーク事業において支援金の交付先を選考するための公募の方法及び選考基準
  - 三 未来応援ネットワーク事業における支援金の交付先及び当該交付先へ交付する支援金の内容
  - 四 その他委員会の審査が必要と認める事項

- 3 委員会の委員は、内閣府政策統括官（政策調整担当）が依頼する者とする。
- 4 会議の運営のため、委員の中から互選により委員長を選出する。委員長は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求めることができる。
- 5 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 委員長は、会議の終了後、速やかに、会議の議事要旨を作成し、これを公開する。
- 7 委員会の庶務は、内閣府子供の貧困対策推進室において処理する。
- 8 前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関する事項その他必要な事項は、委員長が定める。